

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付 (Income-based JSA)	失業給付II (Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法 (Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障 (Grundversicherung für arbeitssuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担)。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢 (男性65歳、女性60歳) 未満の失業者であるイギリス居住者 (ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は、求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ) 認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最高16,250ユーロ) 認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情 (障害者、年金受給者がいる等) を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者: 18～24歳 50.95ポンド/週 25歳以上 64.30ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 100.95ポンド/週 加算金 年金受給者 (カップル) 97.50ポンド/週 (2009年8月現在)	給付基準月額 単身者: 359ユーロ (2009年現在) なお、対象者が就労した場合、一定の範囲で控除が認められるが、それ以上就労した場合は、給付が減額される。 また、満18歳以上のパートナーには基準月額の90%、満14歳以上満25歳以下の子ども及び未成年のパートナーには基準月額の80%、14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢 (男性65歳、女性60歳) まで無制限	上限無し (65歳まで受給可能)
給付実績等	約103万人 (グレートブリテン、2009年5月) (拠出制求職者給付の併給者約3万6千人を含む)	受給者 477万人 (2008年12月) 支給総額 424億ユーロ (2008年)
備考		58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否した者は、給付の3割が3か月に渡り減額される。

(注) 日本、アメリカには補足的失業扶助制度はない。

フランス	
制度名 根拠法令	連帯失業手当(ASS:Allocation de solidarité spécifique) 労働法典L.351条
管理運営 主体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)
受給対象 者	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当(RSA:Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること(ただし、55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額(2010年1月1日現在、単身者1,059.80ユーロ、夫婦1,665.40ユーロ)に満たないこと
給付水準	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月収605.60ユーロ未満:454.20ユーロ(月額) 月収605.60～1,059.80ユーロ未満:1,059.80ユーロと収入の差額(月額) 月収1,059.80ユーロ以上:給付ゼロ 夫婦・カップルの場合、 月収1,211.20未満:454.20ユーロ(1人当たり) 月収1,211.20～1,665.40未満:1,665.40ユーロと収入の差額 月収1,665.40ユーロ以上:給付ゼロ (2010年1月1日現在)
給付期間	原則6か月(更新可能)
給付実績 等	受給者 30万7千人(2009年6月) 支給総額(2007年実績) 19億ユーロ(約2500億円)
備考	・ 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳まで受給可能。 ・ 月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給される。さらに、4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給される。

資料出所 厚生労働省(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、同(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」等

イギリス: Department for Work and Pensions Tabulation Tool, Directgovホームページ
フランス: 政府公共サービス(Service-Public)ホームページ (<http://vosdroits.service-public.fr/>) 等により労働政策研究・研修機構作成